

岩手県告示第874号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において読み替えて準用する同法第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定介護機関の指定に係る事業者の主たる事務所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成29年12月12日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 居宅療養管理指導

居宅介護事業者			居宅介護事業所		変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所在地	
	変更前	変更後			
株式会社ワークイ ン	花巻市松園町一丁 目6番1号	上閉伊郡大槌町末 広町6番40号	つくし薬局猪川店	大船渡市猪川町字 中井沢10番地10	平成24年10月23日

2 介護予防居宅療養管理指導

介護予防事業者			介護予防支援事業所		変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所在地	
	変更前	変更後			
株式会社ワークイ ン	花巻市松園町一丁 目6番1号	上閉伊郡大槌町末 広町6番40号	つくし薬局猪川店	大船渡市猪川町字 中井沢10番地10	平成24年10月23日